

再発防止策に関する司法試験委員会決定について

平成19年9月13日
法務省大臣官房人事課

司法試験委員会においては、植村栄治元新司法試験考查委員による不適正な行為が判明した以降、再発防止策を検討してきたところですが、昨日、今後の新司法試験について、以下の方針が決定されました。

1 (1)(新司法試験考查委員の数について)

問題作成に従事する考查委員については、学者の考查委員の数を絞り込み、試験実施後、採点のために必要な考查委員を追加して任命することとする。

具体的には、問題作成に従事する考查委員の数を、必須科目については、各科目、学者3名（民法のみ4名）、実務家8名とし、選択科目については、各科目、学者2名、実務家3名とする。

また、問題作成に従事する実務家の考查委員については、任期中、法科大学院で指導しない者に限ることとする。

これらにより、平成19年の体制では、考查委員のうち101名が、任期中、法科大学院で指導していたところ、平成20年の体制では、これが38名となる。

(2)(新司法試験考查委員の遵守事項の策定について)

問題作成に従事する考查委員については、任命から試験実施までの間、自己が問題作成に従事した新司法試験の受験生となる法科大学院3年生や修了生に対する指導をしないこととするなど、新司法試験考查委員の遵守事項を定めた（別紙のとおり）。

ただし、平成20年の新司法試験においては、既に、各法科大学院におけるカリキュラムが策定済みであることなどを考慮し、問題作成に従事する考查委員が、任命から当該年度末までの間、正規の課程において、法科大学院3年生に対する指導を行うことは差し支えないこととする。

2 当分の間、慶應義塾大学大学院法務研究科の教員を、新司法試験考查委員として推薦しないこととする。